

【 照屋地区 】 地区計画の変更に係る 計画図書縦覧のお知らせ

南風原町では、区域区分の変更(照屋地区)を予定しております。区域区分の変更にあたり、用途地域の変更、地区計画の指定、土地区画整理事業の決定を行います。

今回、照屋地区地区計画について沖縄県と協議が整いましたので縦覧を行います。

※令和7年7月10日に地区計画の内容についても説明しました。前回の説明から垣柵の制限の表現のみが変更となりました。

軽微な変更であるため、再度説明会は開催しません。

【原案の縦覧・意見提出のお知らせ】

縦覧期間：10月28日(火)～11月11日(火)

[土・日・祝日を除く]

意見提出期間：10月28日(火)～11月18日(火)

[土・日・祝日を除く]

縦覧・意見提出場所：

南風原町役場4階まちづくり振興課

【お問合せ】

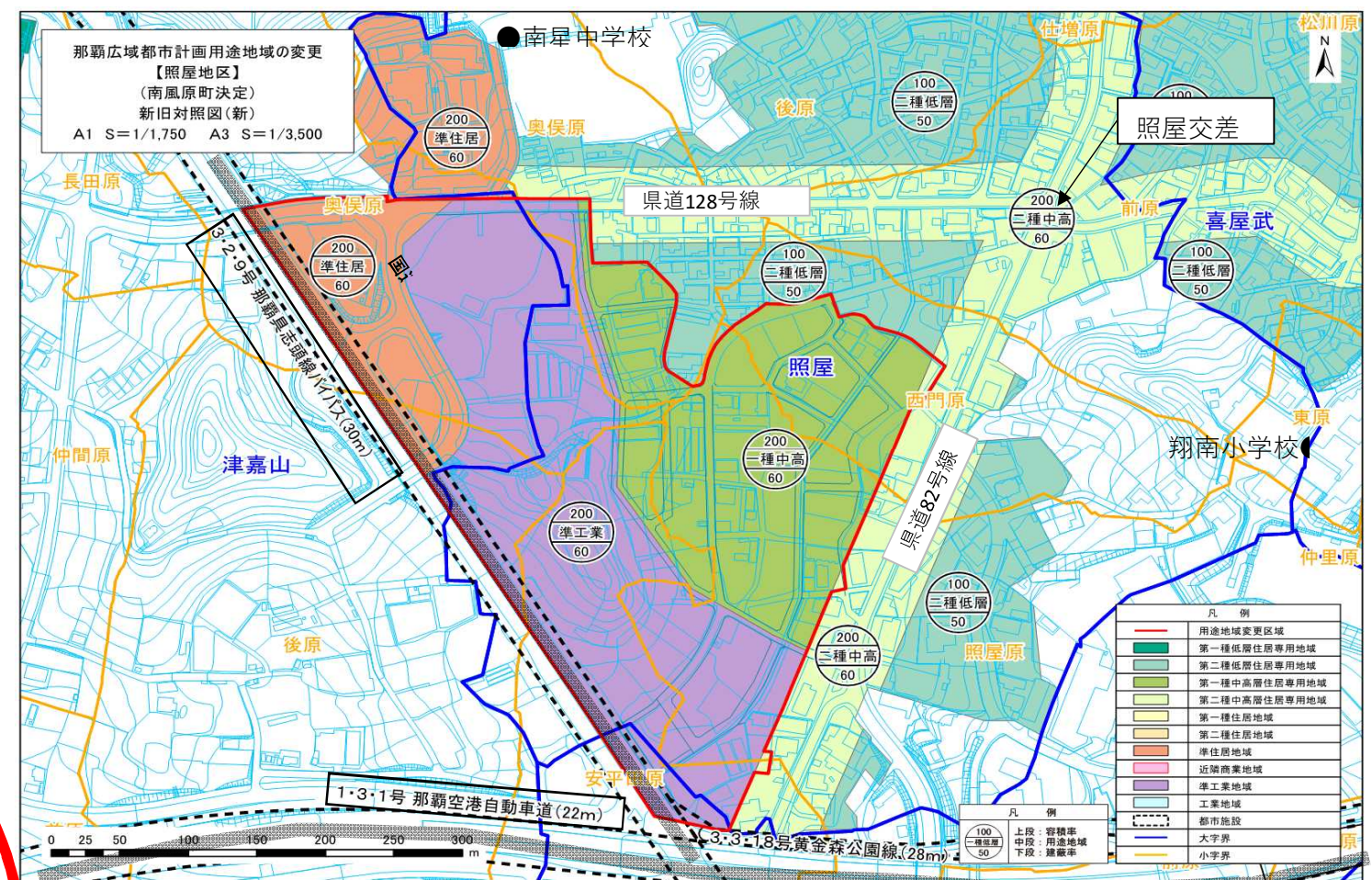
南風原町役場 まちづくり振興課(担当：照屋、奥本)

電話：889-4412

※詳しくは、町のホームページよりご確認ください。→



照屋地区地区計画の位置図及び用途地域の内容



令和7年7月10日の説明内容から変更した箇所

制限
内容

垣又はさくの構造は次の各号に適合しなくてはならない。但し、門についてはこの限りではない。
1. 敷地に接する道路の最高地点から60cm以上については生垣または透視可能な構造とし、ブロック等としてはならない。
2. 全体の高さが敷地地盤面から1.5m以下のものとする。

【変更箇所】

× 敷地地盤面

○ 敷地に接する道路の最高地点

